

藤崎町合葬墓使用申請手続きのながれ

【火葬から合葬墓使用まで】

- ① 住民課③の窓口で、藤崎町合葬墓使用申請書等入手し、注意事項等の説明を受ける。
- ② 火葬を実施する。
- ③ 藤崎町合葬墓使用申請、藤崎町合葬墓使用に関する承諾書を記入し、申請手続きを行う。
※申請時に使用料をお支払いいただきます。
※申請時に納骨日の日時を調整し、納骨日を決めます。
※藤崎町営墓地から改葬する場合は、当該墓地の返還手続きが必要です。
- ④ 納骨日時5分程度前に合葬墓前へお越してください
- ⑤ 委託業者が、合葬墓の入り口を開けますので、ご家族の方が、骨箱等から納骨室内へ焼骨をお納めください。
- ⑥ 委託業者は入り口を閉めて退出しますので、納骨法要等を実施される場合は、その後に実施してください。

【使用上の注意】

- (1) 藤崎町合葬墓使用許可書を納骨時に持参して、委託業者へ見せてください。
- (2) 「許可された者」以外の焼骨を埋蔵することはできません。
- (3) 藤崎町営墓地から改葬する場合は、当該墓地の返還手続きが必要です。
- (4) 町では合葬墓に関する祭事を行いません。
- (5) 合葬墓はいつでもお参りすることができますが、法要等を行う場合は、他の方との日時の調整のため、事前に町へ御予約をお願いします。
- (6) お参りの際の供物、供花は必ずお持ち帰りください。
- (7) 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還することができません。
※町は合葬墓への焼骨埋蔵に関する民事上の争いに関し、その責めを負いません。
- (8) 12月から3月までは藤崎町営墓地のトイレと水道が使用できません。
また、藤崎町営墓地内は、除雪を実施していません。
- (9) 決定した納骨日時を変更する場合は、前日までに担当課へご連絡ください。
※事前連絡なくキャンセルした場合、納骨立会い業者への実費負担が発生します。

藤崎町合葬墓使用申請手続きのながれ

【他の墓地からの改葬の場合】

- ① 住民課②の窓口で、改葬許可申請書兼許可証を入手し、必要事項を記入してから、墓地管理者から証明をもらう。
- ② 住民課②の窓口で、改葬許可申請書兼許可証を提出し、再火葬の申請手続きをする。
- ③ 住民課③の窓口で、藤崎町合葬墓使用申請書等を入手し、注意事項等の説明を受ける。
- ④ 再火葬を実施する。
- ⑤ 藤崎町合葬墓使用申請、藤崎町合葬墓使用に関する承諾書を記入し、申請手続きを行う。

※申請時に使用料をお支払いいただきます。

※申請時に納骨日の日時を調整し、納骨日を決めます。

※藤崎町営墓地から改葬する場合は、当該墓地の返還手続きが必要です。

- ⑥ 納骨日時5分程度前に合葬墓前へお越しください。
- ⑦ 委託業者が、合葬墓の入り口を開けますので、ご家族の方が、骨箱等から納骨室内へ焼骨をお納めください。
- ⑧ 委託業者は入り口を閉めて退出しますので、納骨法要等を実施される場合は、その後に実施してください。

【使用上の注意】

- (1) 藤崎町合葬墓使用許可書を納骨時に持参して、委託業者へ見せてください。
- (2) 「許可された者」以外の焼骨を埋蔵することはできません。
- (3) 藤崎町営墓地から改葬する場合は、当該墓地の返還手続きが必要です。
- (4) 町では合葬墓に関する祭事を行いません。
- (5) 合葬墓はいつでもお参りすることができますが、法要等を行う場合は、他の方との日時の調整のため、事前に町へ御予約をお願いします。
- (6) お参りの際の供物、供花は必ずお持ち帰りください。
- (7) 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還することができません。
※町は合葬墓への焼骨埋蔵に関する民事上の争いに関し、その責めを負いません。
- (8) 12月から3月までは藤崎町営墓地のトイレと水道が使用できません。
また、藤崎町営墓地内は、除雪を実施していません。
- (9) 決定した納骨日時を変更する場合は、前日までに担当課へご連絡ください。
※事前連絡なくキャンセルした場合、納骨立会い業者への実費負担が発生します。